

令和8年3月

静岡県との遺贈に関する協定締結について

J Aバンク静岡（県下J A・静岡県信連）は、相続相談関連サービスの拡充のため、令和8年3月25日（水）に、静岡県と「遺贈に関する協定書」を締結いたしましたので、お知らせいたします。

高齢化が進む社会において、J Aバンク静岡では多様化する相続相談ニーズにお応えし、組合員・利用者さま及び次世代の方が安心して相続を迎えられるよう、相談関連サービスの強化に努めております。

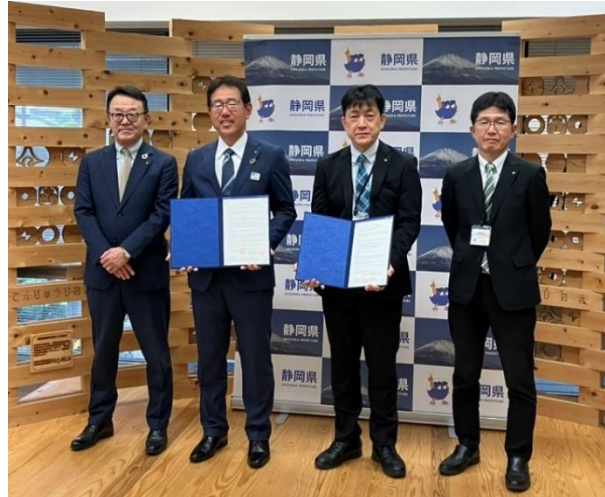
このような中、「人生最後の社会貢献」として遺産の全部または一部を公共団体等へ贈与する「遺贈寄付」の協定締結により、農業・地域の発展のため、静岡県への「遺贈寄付」を希望される組合員・利用者さまのお気持ちが実現されるようサポートさせていただきます。

締結式の様子

写真左から

静岡県信用農業協同組合連合会
常務理事 渡邊 晋

静岡県信用農業協同組合連合会
代表理事 吉田 正吾

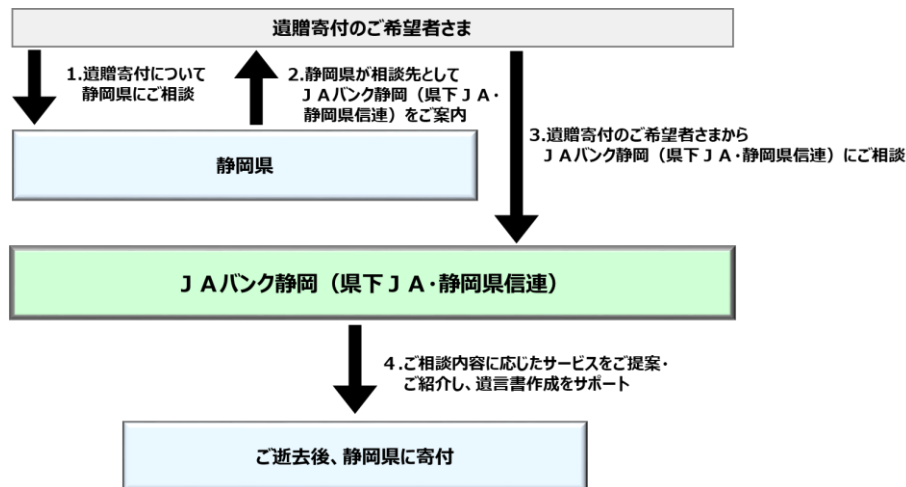


写真右から

静岡県
財務部次長 村松 正章 様

静岡県
財務部長 山田 勝彦 様

<ご参考>スキーム概要



以上

